

平成 30 年 8 月 30 日
企業会計基準委員会

「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」の公表

当委員会は、我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るためには、日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図る必要があるとの認識のもと、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの一つとして金融商品に関する会計基準を挙げています。

金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えており、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得るものと考えています。一方で、仮に金融商品に関する会計基準を改正する場合には、約 20 年ぶりの抜本的な改正となり、多くの適用上の課題が生じることが想定されるため、当委員会は、金融商品会計の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に対する意見を幅広く把握するために、標記の意見募集文書（以下「本意見募集文書」という。）を公表することとしました。今般、平成 30 年 8 月 27 日の第 391 回企業会計基準委員会において、本意見募集文書の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本意見募集文書は、広くコメントを頂くことを目的とするものであり、質問項目を中心としてコメントを頂きたいと考えています。本意見募集文書に対するコメントがございましたら、平成 30 年 11 月 30 日（金）までに、原則として電子メールにより下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないこと、寄せられたコメントについては、氏名又は名称を含め当委員会のホームページに原則として公開することを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：kinsyo2018@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

別紙 日本基準・IFRS・米国会計基準における取扱いの簡略的な比較

以下では、本意見募集文書の理解のために、本意見募集文書の「別紙 IFRS 及び米国会計基準について識別している適用上の課題」における主な項目に係る日本基準・国際財務報告基準（IFRS）・米国会計基準の取扱いの簡略的な比較を記載しています。

説明を簡略化しているため、本意見募集文書にコメントをお寄せいただく際には、より正確な検討のために本意見募集文書をお読みいただきますようお願いいたします。

金融商品の分類及び測定

【項目1】金融資産の分類¹

以下では、主な金融資産について、その分類及び測定を示しています（組込デリバティブの区分処理については示していません。）。

① 有価証券²

商品種類	日本基準	IFRS（※1）	米国会計基準
上場株式	売買目的有価証券：FVPL その他有価証券：FVOCI （リサイクリングあり）	FVPL（ただし、売買目的 保有でない場合、FVOCI （リサイクリングなし） を選択することも可能）	FVPL
非上場株式	その他有価証券：取得原価	上場株式と同様	FVPL（ただし、取得原価から減損損失を控除し、一定の調整をする処理を選択することも可能）

¹ 以降において、次の略語を使用する。

- FVPL：純損益を通じて時価（公正価値）で測定（時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理）
- FVOCI：その他の包括利益（OCI）を通じて時価（公正価値）で測定（時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はOCIとして処理）。なお、OCIの処理に関連して、FVOCI（リサイクリングあり）とFVOCI（リサイクリングなし）がある。
- リサイクリング：売却時、減損損失計上時等に、累積されたOCIを当期の損益に計上する（OCIから純損益へのリサイクリング）。

² 本資料における有価証券には、子会社株式及び関連会社株式は含んでいない。

なお、投資信託については、日本基準及び米国会計基準では、株式と同様の取扱いとなるが、IFRSでは、事業モデル要件及び契約キャッシュ・フロー要件に基づき分類を判定することとなる。また、IAS第32号「金融商品：表示」における資本性金融商品の定義を満たし、かつ、売買目的保有でない場合には、FVOCI（リサイクリングなし）を選択することもできる。

商品種類	日本基準	IFRS (※1)	米国会計基準
債券	売買目的有価証券：FVPL	事業モデル要件及び契	売買目的有価証券：FVPL
	満期保有目的の債券：償却原価	約キャッシュ・フロー要件に基づき、次のいずれ	満期保有目的有価証券：償却原価
	その他有価証券：FVOCI (リサイクリングあり)	かに分類：償却原価、FVOCI (リサイクリングあり)、FVPL	売却可能有価証券：FVOCI (リサイクリングあり)

(※1) 日本基準では、金融資産について有価証券及び債権等の区分並びに保有目的に応じて会計処理が定められているが、IFRS では、金融資産の管理に関する企業の事業モデル(事業モデル要件) と金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性(契約キャッシュ・フロー要件) に基づき、金融資産の分類及び測定を決定する。

契約キャッシュ・フロー要件 ³	事業モデル要件	分類及び測定
満たす	契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデル	償却原価
	契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的とする事業モデル	FVOCI (リサイクリングあり)
	その他の事業モデル(売買目的等)	FVPL (ただし、IAS 第 32 号「金融商品：表示」における資本性金融商品の定義を満たし、かつ、売買目的保有でない場合、FVOCI (リサイクリングなし) を選択することも可能)
満たさない	—	

³ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じるかどうかを判定する要件

② 債権（貸付金等）

日本基準	IFRS（※1）	米国会計基準
償却原価	事業モデル要件及び契約キャッシュ・フロー要件に基づき、次のいずれかに分類：償却原価、FVOCI（リサイクリングあり）、FVPL	償却原価（ただし、売却目的保有の貸付金は、償却原価と公正価値の低い方）

③ デリバティブ

日本基準、IFRS、米国会計基準すべてにおいて、原則としてFVPLで測定する。

金融資産の減損

【項目6】 予想信用損失の認識

以下では、主な金融資産について、その減損処理等を示しています。

① 有価証券（償却原価及びFVOCI（リサイクリングあり）で処理されることを前提とする。）

IFRS及び米国会計基準では、株式は減損処理が求められない分類となる⁴ため、以下の表は債券を前提とする。

日本基準	IFRS（※2）	米国会計基準
満期保有目的の債券及びその他有価証券：時価を基礎とした減損判定が必要	償却原価及びFVOCI（リサイクリングあり）の場合：12か月又は全期間の予想信用損失を認識	満期保有目的の有価証券：全期間の予想信用損失を認識 売却可能有価証券：時価を基礎とした予想信用損失を認識

（※2）日本基準では、債券については時価を基礎とした減損判定を行い、債権については決算日現在の信用リスクに基づく債権区分に応じた貸倒見積高を算定するが、IFRSでは、原則として、金融資産に係る信用リスクが当初認識（取得日）以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失⁵を認識し、そうでない場合には、12か月の予想信用損失⁶を認識する。

⁴ 日本基準では、その他有価証券に区分される株式について、時価又は実質価額を基礎とした減損判定が必要となる。この点、株式等、資本性金融商品に対する投資については、IFRSでは、FVPL又はOCIオプションの適用対象となるため、減損の定めは適用されず、また米国会計基準では、原則としてFVPLであり、信用損失の枠組みでは当該投資に係る減損を取り扱っていないため、本意見募集文書別紙【項目6】の記載と同様に、ここでは株式に対する減損を対象としない。

⁵ 金融資産の存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失

⁶ 全期間の予想信用損失のうち、決算日後12か月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失を表す部分

② 債権（償却原価で処理されることを前提とする。）

商品種類	日本基準	IFRS (※2)	米国会計基準
貸付金	債務者の状況に応じた債権区分に基づき貸倒見積高を算定	12 か月又は全期間の予想信用損失を認識（債券と同様）	全期間の予想信用損失を認識
営業債権 （売掛金等）	貸付金と同様	全期間の予想信用損失を認識（ただし、重要な金融要素を含む場合、貸付金と同様の方法又は全期間の予想信用損失の認識を選択）	貸付金と同様
リース債権	貸付金と同様	貸付金と同様の方法又は全期間の予想信用損失の認識を選択	貸付金と同様

ヘッジ会計

【項目 8】ヘッジの種類と会計処理

日本基準、IFRS 及び米国会計基準においては、次の3つのヘッジの種類があります。

- ヘッジ対象の相場変動を相殺するヘッジ⁷（公正価値ヘッジ）
- ヘッジ対象のキャッシュ・フローを固定するヘッジ⁸（キャッシュ・フロー・ヘッジ）
- 在外子会社及び持分法適用関連会社に対する持分に係るヘッジ⁹（純投資ヘッジ）

以下では、ヘッジ会計の要件が満たされていることを前提として、金利リスクに晒されており、ヘッジ対象の相場変動を相殺するヘッジ及びヘッジ対象のキャッシュ・フローを固定するヘッジが適用できる取引について、簡単な前提をもとに仕訳例を示しています（ヘッジ対象及びヘッジ手段の会計処理の概要については、本意見募集文書別紙の【図表 1】をご参照ください。）。

① ヘッジ対象の相場変動を相殺するヘッジ

（取引例）

- 償却原価で処理される固定金利借入 100 百万円に対して、固定金利受取・変動金利支払の金利スワップにより、借入金の相場変動を相殺するヘッジを行う。

⁷ 例えば、固定金利借入金に対して、固定金利受取・変動金利支払の金利スワップで金利リスクをヘッジするもの（実質的に借入金が変動金利化する。）

⁸ 例えば、変動金利借入金に対して、変動金利受取・固定金利支払の金利スワップで金利リスクをヘッジするもの（実質的に借入金が固定金利化する。）

⁹ 例えば、米ドル建の子会社株式から生じる為替換算調整勘定に対して、米ドル建借入金の為替変動により為替リスクをヘッジするもの

- 金利が低下し、決算日における金利リスクに対する借入金の時価の変動は3百万円（増加）、金利スワップの時価の変動は2百万円（デリバティブ資産2百万円）であった（ヘッジ非有効部分¹⁰は1百万円）。
- 簡便化のため、借入金及び金利スワップから生じる決算日までの既発生の利息や税効果については考慮しない。

（単位：百万円）

ヘッジ会計を適用していない場合	日本基準のヘッジ会計（※3）	IFRSのヘッジ会計	米国会計基準のヘッジ会計
（当初） （借）現金預金 100 （貸）借入金 100	（当初） （借）現金預金 100 （貸）借入金 100	（当初） （借）現金預金 100 （貸）借入金 100	IFRSと同様
（決算日） （借）デリバティブ 2 （貸）損益 2	（決算日） （借）デリバティブ 2 （貸）OCI 2	（決算日） （借）デリバティブ 2 損益 1 （貸）借入金 3	

（※3） 日本基準では、ヘッジ対象の相場変動を相殺するヘッジ又はヘッジ対象のキャッシュ・フローを固定するヘッジのいずれであっても、原則として繰延ヘッジ処理¹¹が適用され、またヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ非有効部分についても繰延処理することができるかとされているため、「日本基準のヘッジ会計」として当該処理の仕訳例を示している。

なお、日本基準では、所定の要件を満たす場合について、ヘッジ手段としてのデリバティブを時価評価しない例外的なヘッジ会計として、金利スワップの特例処理（金利リスクのヘッジ）及び振当処理（為替リスクのヘッジ）も認められている。当該取引例において、金利スワップの特例処理を行う場合には、決算日においてデリバティブを時価評価せず、デリバティブから生じる利息を借入金利息に加減する処理が行われる。

② ヘッジ対象のキャッシュ・フローを固定するヘッジ

（取引例）

- 償却原価で処理される変動金利借入100百万円に対して、変動金利受取・固定金利支払の金利スワップにより、借入金のキャッシュ・フローを固定するヘッジを行う。
- 金利が上昇し、決算日における金利リスクに対する借入金の時価の変動は1百万円（減少）、金利スワップの時価の変動は2百万円（デリバティブ資産2百万円）であった（ヘッジ非有効部分は1百万円）。

¹⁰ ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分

¹¹ その他有価証券については、時価ヘッジ処理が認められている。

- 簡便化のため、借入金及び金利スワップから生じる決算日までの既発生の利息や税効果については考慮しない。

(単位：百万円)

ヘッジ会計を適用 していない場合	日本基準の ヘッジ会計 (※3)	IFRS の ヘッジ会計	米国会計基準の ヘッジ会計
(当初)	(当初)	(当初)	日本基準と同様
(借) 現金預金 100	(借) 現金預金 100	(借) 現金預金 100	
(貸) 借入金 100	(貸) 借入金 100	(貸) 借入金 100	
(決算日)	(決算日)	(決算日)	
(借) デリバティブ 2	(借) デリバティブ 2	(借) デリバティブ 2	
(貸) 損益 2	(貸) OCI 2	(貸) OCI 1	
		損益 1	

以 上